

複製厳禁

一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名 株式会社 赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀
電話 0858-55-7289

令和8年2月20日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに琴浦町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第10条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和8年3月4日

琴浦町長 福本 まり子



記

- 事業の種類 一般廃棄物の収集運搬
- 許可の期間 令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日
- 許可区域 琴浦町全域
- 処分地 (搬入先) 鳥取中部ふるさと広域連合「ほうきりサイクルセンター」
(株)鳥取再生資源化研究所
株式会社赤碕トランスネット八幡工場
株式会社赤碕トランスネット木材リサイクルセンター

5 その他

収集運搬車両

鳥取430さ4544	鳥取130さ709	鳥取130す701	鳥取130あ1641
鳥取130あ2465	鳥取130あ1221	鳥取400そ895	鳥取100す2119
鳥取130い705	鳥取580ほ7675	鳥取581あ2973	鳥取130あ6416
鳥取130い1643			

- 市町村間のごみを混載しないこと。
- 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- 廃棄物が飛散、又は流出しないようにするため、作業手順を遵守すること。
- 関係法令を遵守すること。
- 毎月の収集運搬状況報告書を翌月10日までに提出すること。
- 許可業者として適正を欠く行為があった場合は許可を取り消す。